

⑤ 総合防災訓練を行います

防災関係機関と住民が協力し、災害時に円滑な応急対策活動ができるように、総合防災訓練を行います。また、来場した方も自由に参加できる水消火器による初期消火体験や火災時の煙体験のほか、防災用品の展示、災害対応車両の展示等もあり、防災について身近に体験できる貴重な機会です。

多数のご来場をお待ちしています。

雨天（暴風雨）時および災害が発生した場合、災害が発生する恐れがある場合、また、その他特別の事情により実施が困難な場合には、予告なく訓練の一部または全部を中止する事があります。

日時 11月9日（土）午前8時30分～11時

場所 みなみ学園義務教育学校 南小校舎（笠間市南吉原 1188）

申・問 総務課（内線 245）

⑥ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境づくりのため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と検査が法律により義務付けられています。

区分	実施頻度	内容	申
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

【一括契約システム】

保守点検・清掃、法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

問 下水道課（内線71111） 環境保全課（内線126）

（公社）茨城県水質保全協会 TEL 029-291-4004

茨城県県民生活環境部環境対策課 TEL 029-301-2966

⑦ 市内の店舗で台湾バナナを販売します

市では、笠間台湾交流事務所開設1周年を記念して、7月24日（水）に「食を通じた文化交流と発展的な連携強化に関する覚書」を台湾行政院農業委員会農糧署と締結しました。

これにともない、11月1日（金）に市内全小・中・義務教育学校給食で、台湾バナナおよび台湾料理を提供します。また、市内スーパーマーケット「カスミ」4店舗にて農糧署による台湾バナナプロモーション販売が実施されます。

日時 11月1日（金）

場所 市内スーパーマーケット「カスミ」4店舗

問 おいしい給食推進室 TEL 0296-72-1500